

【別紙 1】 乳幼児用玩具の技術基準（技術基準省令 別表第1）

- (1) 使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。
- (2) 乳幼児が触れるおそれのある縁、突起、ひも、ケーブル又は締め付ける器具は、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。
- (3) 可動部分を有する玩具は、使用に伴い、身体上の損傷のおそれがないこと。
- (4)
 - 1) 頸部を圧迫するおそれがないこと。
 - 2) 口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。
 - 3) 口、咽頭及び気道を閉塞することによる窒息のおそれがない大きさであること。
 - 4) 飲み込んだり、吸い込んだりしない大きさであること。
 - 5) 玩具の容器包装は、口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。
- (5) 乳幼児がその中に入ることができる玩具は、閉じ込められた際、その乳幼児が容易に中から脱出できる手段を有すること。

- (6) 発射体の形状及び構成並びに玩具の運動エネルギーは、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさないものであること。
- (7)
 - 1) 玩具の表面は、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度であること。
 - 2) 玩具に内包する液体又は気体は、玩具から放出された際、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度及び圧力であること。
- (8) 音を発する玩具は、最大音量であっても乳幼児の聴力を損ねないこと。
- (9) 燃焼しにくい材料又は構造のものであること。
- (10) 届出事業者の氏名又は名称が表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されること。
ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（製品の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあっては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができ、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。

【別紙2】 乳幼児用玩具 使用に関して注意を促すための文言の表示

【技術基準省令別表第2の2】

【要素】	【表示すべき文言】
全てのもの	(1) 使用に適した年齢 (2) 保護者が見守る旨
水の中で使用することを意図した玩具	乳幼児が立つことができる深さの水の中で使用する旨
ゴム製の風船	(1) 膨らんでいない風船や破れた風船を吸い込まないようにする旨 (2) 膨らんでいない風船は乳幼児の手の届かないところに保管する旨 (3) 破れた風船は速やかに廃棄する旨
出生後18月以上の乳幼児が使用することを意図したもの（引張り玩具を除く。）であって、長さが300ミリメートルを超える乳幼児に絡まる可能性のないひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後18月未満の乳幼児に使わせない旨

【要素】	【表示すべき文言】
出生後18月以上の乳幼児が使用することを意図したものであって、長さが220ミリメートルを超え、300ミリメートル以下の乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後18月未満の乳幼児に使わせない旨
出生後18月以上の乳幼児が使用することを意図したものであって、長さが300ミリメートルを超える電線を含むもの	電線で頸部を圧迫する可能性があり、乱暴な使用をしない旨
揺りかご、ベッド又は乳母車に張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどにかからまって負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになったら玩具を取り外す旨

乳幼児用玩具 使用に関して注意を促すための文言の表示（続き）

【要素】	【表示すべき文言】
揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取りつけること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることがを意図したものであって、乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	(1) ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨 (2) つりひもなどに絡まって負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより、立ち上がることができるようになったら取り外す旨

【要素】	【表示すべき文言】
ヘルメット、帽子又はゴーグル等の保護具を模したものの	保護機能がない旨

【別紙3】

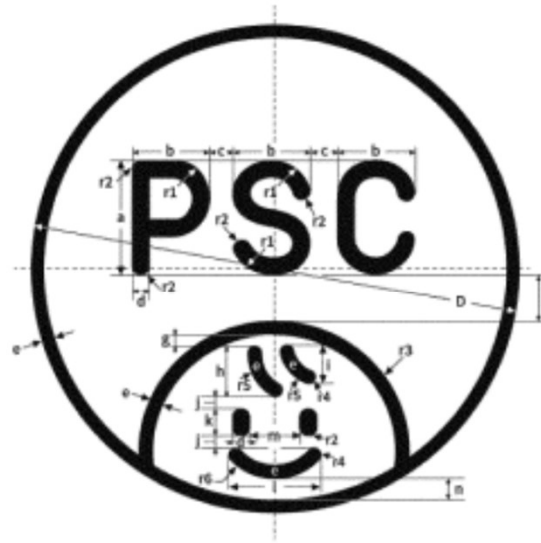
子供用特定製品（乳幼児用玩具及び乳幼児用ベッド）の使用年齢基準
（技術基準省令 別表第1の2）

- （1） 使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること。
- （2） 使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと。
- （3） 使用に適した年齢の下限は、類似する他の製品に設定された使用に適した年齢の下限を上回らないこと。
- （4） 使用に適した年齢の下限は、子供用特定製品の機能、寸法その他の特徴から、一般消費者が合理的に推測できる年齢の下限を上回らないこと。

【別紙4】

子供用特定製品（乳幼児用玩具の場合）の表示方式

消安法第13条第1項及び第3項の主務省令で定める方式をあわせて表示する方法



D=円の外径

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| $a \sim \frac{117}{500}D$ | $r1 \sim \frac{21}{250}D$ |
| $b \sim \frac{4}{25}D$ | $r2 \sim \frac{9}{500}D$ |
| $c \sim \frac{6}{125}D$ | $r3 \sim \frac{7}{25}D$ |
| $d \sim \frac{17}{500}D$ | $r4 \sim \frac{7}{500}D$ |
| $e \sim \frac{13}{500}D$ | $r5 \sim \frac{9}{100}D$ |
| $f \sim \frac{12}{125}D$ | $r6 \sim \frac{1}{8}D$ |
| $g \sim \frac{11}{500}D$ | |
| $h \sim \frac{103}{1000}D$ | |
| $i \sim \frac{39}{500}D$ | |
| $j \sim \frac{1}{40}D$ | |
| $k \sim \frac{27}{500}D$ | |
| $l \sim \frac{187}{1000}D$ | |
| $m \sim \frac{21}{200}D$ | |
| $n \sim \frac{11}{250}D$ | |